

トピックス
1. 播州日誌
2. キャリアアップ助成金



福留経営労務管理事務所
姫路龍馬会
社会保険労務士・行政書士
福留章

龍馬通信

No. 82

2024年10月号

寒露～霜降の候 生きる

荒涼たる大地
モノクロの世界
いつか夢で見た風景
冷酷な風が吹き
胸の木枯らしは鳴り続ける
何だろう これまで何を求めて
生きてきたのだろう
その目標が ぱったりと消えて
吹きすさぶ嵐の中で
ただ一人 立ち尽くす 自分
これから
どう生きていけばいいのか
もう 終わってもいいのではないか
そんな思いが
次々と湧いてくる
突然の出来事に
うるたえ だらしなく
ガラガラと 無為の時間を過ごす
神も仏もない
無慈悲で 無機質で
頼りがいもない
だってそうだろう
手術成功の知らせの
すぐ後に来た 心肺停止
手術に無理はなかったのか
手術が死期を 早めたのではないか
医療に素人の 自分にも
そういった疑問が 繰り返し
繰り返し 頭をよぎる

自分を許せない
後悔 悔悟の念が

頭を離れない
彼女に充分寄り添ったか
彼女の苦しみを理解していたか
言葉を失った 娘が
最後に 言いたかったことは何だろう
「お父さん、助けて・・・」
ではなかっただろうか

一条の光が
暗闇を裂く
娘の分まで生きよ
遺った者の命が尽きるまで
生きて 生きて
生き抜く事こそ 娘の希望
そうだと思うことしか
立ち直る術はない
一条の光は
私に与えられた 多く人たちの
励ましと 仕事の依頼
仕事をやりぬくことで
自分の心を癒やすことだ

私にいない所で
私の二倍ほどの涙を流した
妻と二人で
遺された時間を生きていく

逆境は 人を強くする
強くなって生きる

老病死 迫りくる 恐怖を
笑って 迎え入れる 覚悟だ

ご挨拶

2024.8.10 長女 史子の死去につきましては、多くの人からお悔やみと励ましを頂きました。紙面おかりしまして、心から感謝申し上げますとともに、今後ともよろしくお願ひします。



播州日誌

技能実習生等の厚生年金「脱退一時金」

「脱退一時金」厚生年金の脱退一時金のことだ。技能実習生の就業にあたっては、その初日から法定福利として、健康保険・厚生年金・雇用保険への強制加入が定められている。3年ないし5年の勤務として、相当な額が保険料として控除される。日本人並みにとは言いつつ例えばベトナムには、そもそも年金制度がない。本来の老齢年金の受給に至ることは事実上難しいことから、ほとんど帰国者は脱退一時金を申請受給する。但し年金機構には、脱退一時金の取得率のデータがなく、実態は定かでない。

申請を支援する者もなく申請が出来ずに掛け捨てになっているケースがかなりあると思われる。個人的に調査してみると、受け入れ機関或は送り出し機関が関与していたり、ベトナム国内に、脱退一時金を取り扱っている業者もいたりする。どちらにしても強制加入させておいて、掛け捨ては何かしなければならぬ。

それにしても対象となる脱退一時金は5年分が限度になっている。申請は少しずつ規制緩和されているという事だが、およそ次の様な要件となる。

給付対象となる積立金額は、個人負担分のみでかつ減額される。会社負担分はどちらにしても掛け捨て。被保険者資格の喪失と、住民票からの離脱が最重要。日本国内にいても申請は可。振込先の銀行も、母国の銀行でも日本の銀行でも自由である。審査は約3か月。申請書と添付書類を(財)日本年金機構 外国業務グループに郵送すれば手続きは完了。厄介なのは、給付される金額の20.24%が源泉所得として控除される。これは還付の対象になるがさらに1か月を要し別の手続きとなる。

つくづく日本は形式主義だと思う。基本的に厚生年金の加入を免除すれば、それを各社の福利厚生に回すこともできるし、賃金に回すこともできる。技能実習生の多くは最低賃金で働く。時間単価1060円として20日前後勤務で1日8時間労働、若干の時間外労働を入れれば支給金額は20万円弱。そこから健康保険と厚生年金の保険料を控除し、他の必要経費

控除すると残りは15万円弱となる。借金返済と仕送りを考えれば手取りはわずかなものになる。

必死で納めた年金の積み立てを無駄にさせてはいけぬ。複雑な計算は割愛するが実際積み立てた金額から相当カットされ実質給付される金額はかなり少額となる。せめて積み立てた総額ぐらい給付すべきではないか。

2027年度より現在の技能実習制度は廃止され育成就労制度に変わる。市場は台湾や韓国との人材獲得競争となり、国内では転籍自由の関係から大企業の有利性が言われている。国が外国人雇用の促進を進めるのならば、待遇改善や助成金制度など抜本的な対策が実施されねばならぬ



2024.9.29

助成金を活用してみませんか？ ～キャリアアップ助成金 正社員化コース～

会社の就業規則に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成される助成金です。

例えば非正規雇用労働者（パート労働者）として半年以上（～5年未満）雇用、その後正社員に契約変更をします。もちろん雇用条件は正社員の就業規則のとおり、月給であり、無期雇用であることが前提です。正社員として契約変更後半年が経過したところで1度目の申請をします。（申請期間①）ここで申請内容が認められれば40万円の支給。さらに半年後、2度目の申請をします。（申請期間②）ここでも申請内容が認められれば追加で40万円の支給を受けることができ、1労働者あたり合計で80万円の助成金を受けることができます。



《正社員として契約変更したときの条件》

- ・就業規則に基づき、正社員として雇用されていること
- ・「賞与または退職金制度」かつ「昇給」が適用されていること

※原則として不支給の場合、賞与を支給することが明瞭でない場合は、支給対象外です。ただし就業規則の記載で「賞与は原則として支給する。ただし業績によっては支給しないことがある。」との記載だけをもって不支給となることはありません。

- ・賃金の額または計算方法が非正規雇用労働者と正社員と明確な違いがあり、転換前と転換後で異なる雇用区分の就業規則が適用されていること

※正規・非正規雇用の就業規則が一体になっていたとしても、雇用形態等の条文中で「正社員」「パート労働者」が区別して規定されていて、差が確認できる場合は対象。ただし「個別の雇用契約書で定める」と記載している場合は就業規則において賃金の計算方法の違いが確認できないため対象外。

- ・正社員化後6カ月間の賃金を、正社員化前6カ月間の賃金より最低3%以上増額させていること

賃金3%以上増額の要件の計算方法の例

転換前：有期雇用労働者（パート） 所定労働時間：6時間×週5日 時間給：1,060円	転換後：正社員（無期雇用） 所定労働時間：8時間×週5日 月給（基本給）：220,000円
	6カ月の賃金の合計は1,320,000円 時間給に換算すると… $1,320,000 \text{円} \div 1,040 \text{時間} = 1,269 \text{円}$ ※1,040時間＝週40時間×（1年52週÷2）←半年

∠1,060円と1,269円を比べた時に19%の増額となるため賃金増額の要件を十分満たしています！∠

キャリアアップ計画書を取組の日（＝転換日）の前日までに労働局へ提出しなければなりません！不備があると受理していただけません。また就業規則を整えることも必要ですので、助成金をお考えの際は余裕をもってご連絡ください♪



令和7年4月より育児休業給付金の延長手続きが変わります！

～2025年4月以降に延長の可能性のある方向けの留意点です～

これまでは保育所等の利用を申し込んだものの、入園できないということで育児休業を延長する場合、市区町村の発行する保留通知書を提出すれば延長することが可能でした。

しかし育休延長狙いの申請による行政の繁忙等を理由として令和7年4月よりこれまでの①保留通知書等の確認に加えて、②育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書、③市区町村に保育所等の申し込みを行ったときの申し込み書の写しが必要になります。令和7年3月31日までの延長申請の場合は①のみで可能です。

ご本人に用意してもらおう書類は今までの保留通知書に加えて、保育所等の申し込みを行った際の申し込み書の写しです。「申し込みの手続きをした際の、申込書の写しをなくさないように…」と従業員さんたちにお伝えしておきましょう♪♪



① 保留通知書等とは

市区町村から発行される「入所保留通知書」「入所不承諾通知書」などを指します。

1歳の誕生日、または1歳半の時点で入園を保留されていることが証明できるものがが必要です。

(例) 1/15 生まれの場合、1月1日付で入園を希望したが保留となった通知書が必要です。

② 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書とは

こちらの様式が新たに追加書類として必要になります。申請書には以下のような内容を記載します。

- ・利用(入所)申し込みにあたり、入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしていないか
- ・利用(入所)内定を辞退したことがあるか
- ・利用(入所)申し込みをした保育所等の中で自宅から最も近隣の施設名と通所時間、通所時間(片道)が30分以上の場合、その理由

※今後は入所保留を積極的に希望する旨の意思表示をしている場合は育休延長ができなくなります。

③ 市区町村に保育所等の申し込みを行ったときの申し込み書の写し

延長事由認定申告書とあわせて実際に入園申し込みをした際の写しも提出する必要があります。今までであれば保育園の入所申込みをするのを忘れていたり、初めから育休延長を望んだりということで保留通知書を発行してもらい、その用紙のみをもって育休延長手続きをされている方も中にはいらっしゃったように感じます。しかし実際の保育園の入園申し込みをした際の写しが必要になりますので、虚偽の申告をすることはできなくなります。

…育休延長の要件として要約すると…

1歳時点で保育所に入所できるように前もって入所の申し込みをした申込書の写しが必ず必要になります。2025年4月以降、育休延長の可能性のある方には必ずお伝えするようにしましょう！